

海老名市教育委員会

(令和8年 2月 定例会議事日程)

日時 令和8年2月19日(木)

午後3時30分から

場所 えびなこどもセンター 2階 201会議室

【教育長報告】

【報告事項】

- 日程第1 報告第3号 条例の一部改正に係る意見の申出について(海老名市学校給食費に関する条例)
- 日程第2 報告第4号 令和7年度海老名市一般会計補正予算(第12号)のうち教育に関する部分に係る意見の申出について
- 日程第3 報告第5号 令和8年度海老名市一般会計予算のうち教育に関する部分に係る意見の申出について

【審議事項】

- 日程第4 議案第4号 令和8年度(令和7年度対象)教育委員会事務の点検・評価実施方針及び評価対象について
- 日程第5 議案第5号 海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正について
- 日程第6 議案第6号 海老名市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について
- 日程第7 議案第7号 海老名市学校給食費に関する条例施行規則の一部改正について
- 日程第8 議案第8号 第3期海老名市社会教育計画の策定について

【審議事項(非公開予定)】

- 日程第9 議案第9号 市費非常勤講師の配置について

報告第 3 号

条例の一部改正に係る意見の申出について（海老名市学校給食費に関する条例）

条例の一部改正に係る意見の申出について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第3条第1項の規定により臨時に代理し行ったので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年2月19日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

提案理由

海老名市学校給食費に関する条例の一部改正に係る意見の申出について、急施を要したことから臨時に代理し、行ったことを報告するため

条例の一部改正に係る意見の申出について

1 概要

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、海老名市長から意見を求められたため、異論なしとして申出をした。

2 教育長の臨時代理

2月12日付けで市長から意見を求められたが、本件は令和8年第1回海老名市議会定例会に上程するものであり、その対応に急施を要したことから、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理し、申出をした。

3 意見を求められた議会の議決を経るべき案件

海老名市学校給食費に関する条例の一部を改正する条例

4 海老名市長からの文書

別添のとおり

5 教育委員会からの申出文書

別添のとおり

6 スケジュール

令和8年2月24日 令和8年第1回海老名市議会定例会 上程予定

7 根拠法令（抜粋）

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

海文発第18号
令和8年2月12日



海老名市教育委員会 殿

海老名市長 内野 優



条例の一部改正に関し意見を求めることについて

このことについて、下記の条例を令和8年第1回海老名市議会定例会に上程したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、貴教育委員会の意見を求める。

記

- ・ 海老名市学校給食費に関する条例の一部を改正する条例

議案第 号

海老名市学校給食費に関する条例の一部改正について

海老名市学校給食費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和8年 月 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

小学校給食費に係る額の見直し及び国の交付金制度を活用した抜本的な負担軽減を
するとともに、物価高騰への対応として令和8年度の中学校給食費における保護者の
負担を軽減したいため

海老名市学校給食費に関する条例の一部を改正する条例

海老名市学校給食費に関する条例（平成23年条例第20号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

（学校給食費の抜本的な負担軽減に係る令和8年度における小学校給食費の特例）

- 6 令和8年度における別表小学校の項の規定の適用（保護者が生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条に規定する教育扶助で学校給食費に関するものを受けている場合を除く。）については、同項中「59,680円」とあるのは「2,480円」とする。

（物価高騰に係る令和8年度における中学校給食費の特例）

- 7 令和8年度における別表中学校の項の規定の適用については、同項中「73,800円」とあるのは「59,400円」とする。

別表小学校の項中「59,675円」を「59,680円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

新（改正案）	旧（現行）
<p>海老名市学校給食費に関する条例</p> <p>本則（略）</p> <p>附則 （施行期日）</p> <p>1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。 （新型コロナウイルス感染症に係る令和3年度における小学校給食費の特例）</p> <p>2 令和3年度における別表の規定の適用については、同表小学校の項中「49,500円」とあるのは、「45,850円」とする。 （新型コロナウイルス感染症に係る令和4年度における小学校給食費の特例）</p> <p>3 令和4年度における別表の規定の適用については、同表小学校の項中「49,500円」とあるのは、「47,700円」とする。 （物価高騰に係る令和6年度における学校給食費の特例）</p> <p>4 令和6年度における別表の規定の適用については、同表小学校の項中「53,200円」とあるのは「49,500円」と、同表中学校の項中「63,000円」とあるのは「59,400円」とする。 （物価高騰に係る令和7年度における学校給食費の特例）</p> <p>5 令和7年度における別表の規定の適用については、同表小学校の項中「59,675円」とあるのは「49,500円」と、同表中学校の項中「73,800円」とあるのは「59,400円」とする。 <u>（学校給食費の抜本的な負担軽減に係る令和8年度における小学校給食費の特例）</u></p> <p>6 <u>令和8年度における別表小学校の項の規定の適用（保護者が生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条に規定する教育扶助で学校給食費に関するものを受けている場合を除く。）については、同項中「59,680円」とあるのは「2,480円」とする。</u> <u>（物価高騰に係る令和8年度における中学校給食費の特例）</u></p> <p>7 <u>令和8年度における別表中学校の項の規定の適用については、同項中「73,800円」とあるのは「59,400円」とする。</u></p>	<p>海老名市学校給食費に関する条例</p> <p>本則（略）</p> <p>附則 （施行期日）</p> <p>1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。 （新型コロナウイルス感染症に係る令和3年度における小学校給食費の特例）</p> <p>2 令和3年度における別表の規定の適用については、同表小学校の項中「49,500円」とあるのは、「45,850円」とする。 （新型コロナウイルス感染症に係る令和4年度における小学校給食費の特例）</p> <p>3 令和4年度における別表の規定の適用については、同表小学校の項中「49,500円」とあるのは、「47,700円」とする。 （物価高騰に係る令和6年度における学校給食費の特例）</p> <p>4 令和6年度における別表の規定の適用については、同表小学校の項中「53,200円」とあるのは「49,500円」と、同表中学校の項中「63,000円」とあるのは「59,400円」とする。 （物価高騰に係る令和7年度における学校給食費の特例）</p> <p>5 令和7年度における別表の規定の適用については、同表小学校の項中「59,675円」とあるのは「49,500円」と、同表中学校の項中「73,800円」とあるのは「59,400円」とする。 <u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p>

別表 (第6条関係)

区分	年額
小学校	59,680円
中学校	73,800円

別表 (第6条関係)

区分	年額
小学校	59,675円
中学校	73,800円

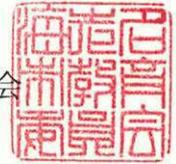
附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

海教総収第628号
令和8年2月12日

海老名市長 内 野 優 殿

海老名市教育委員会



条例の一部改正に係る意見の申出について（海老名市学校給食費に
関する条例）

令和8年2月12日付け海文発第18号にて意見照会があった件について、異論は
ありません。

担当：教育総務課総務係
檀上（内線 84610）

報告第 4 号

令和7年度海老名市一般会計補正予算（第12号）のうち教育に関する
部分に係る意見の申出について

令和7年度海老名市一般会計補正予算（第12号）のうち教育に関する部分に係る
意見の申出について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規
則（昭和49年教委規則第2号）第3条第1項の規定により臨時に代理し行ったの
で、同条第2項の規定により報告する。

令和8年2月19日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

提案理由

令和7年度海老名市一般会計補正予算（第12号）のうち教育に関する部分に係る
意見の申出について、急施を要したことから臨時に代理し、行ったことを報告する
ため

令和 7 年度海老名市一般会計補正予算（第12号）のうち教育に関する部分に係る意見の申出について

1 概 要

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、海老名市長から意見を求められたため、異論なしとして申出を行った。

2 教育長の臨時代理

2月13日付けで市長から意見を求められたが、本件は令和8年第1回海老名市議会定例会に上程したものであり、その対応に急施を要したことから、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理し、申出を行った。

3 意見を求められた議会の議決を経るべき案件

令和7年度海老名市一般会計補正予算（第12号）のうち教育に関する部分

4 海老名市長からの文書

別添のとおり

5 教育委員会からの申出文書

別添のとおり

6 根拠法令（抜粋）

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

海文発第20号
令和8年2月13日



海老名市教育委員会 殿

海老名市長 内野



令和7年度海老名市一般会計歳入歳出補正予算（第12号）に関
し意見を求めることについて

このことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規
定により、令和7年度海老名市一般会計歳入歳出補正予算（第12号）のうち
教育に関する部分について、貴教育委員会の意見を求める。

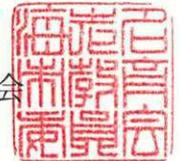
事務担当 文書法制課 高橋 内線5262

海教総収第637号

令和8年2月13日

海老名市長 内野 優 殿

海老名市教育委員会



令和7年度海老名市一般会計補正予算（第12号）に関する意見の申出について

令和8年2月13日付け海文発第20号にて意見照会があった件について、異論はありません。

事務担当 教育総務課 檀上 内線84610

令和7年度 海老名市一般会計補正予算（第12号）【教育委員会所管部分】

1 歳入歳出予算補正

(1) 歳出

(単位：千円)

款・項・目・細目・細々目	所管課	補正前額	補正額	補正後額	理由
10 教育費					
2 小学校費	—	7,476,396	15,025	7,491,421	
1 学校管理費	—	1,595,306	6,000	1,601,306	
2 小学校管理経費	—	1,396,501	6,000	1,402,501	
	—	1,326,249	6,000	1,332,249	
2 小学校維持管理経費	教育総務課	299,438	6,000	305,438	猛暑の影響を受け、空調稼働期間が増えたことなどにより、電気水道料の不足が見込まれるため
4 社会教育費	—	1,517,836	9,025	1,526,861	
3 図書館費	—	479,162	9,025	488,187	
2 図書館維持管理経費	—	479,162	9,025	488,187	
4 図書館維持管理経費	学び支援課	479,162	9,025	488,187	海老名市立図書館の指定管理料について、人件費の増及び燃料費等の高騰により光熱水費の不足が見込まれるため 中央図書館：人件費及び光熱水費の不足 有馬図書館：人件費

報告第 5 号

令和8年度海老名市一般会計予算のうち教育に関する部分に係る意見
の申出について

令和8年度海老名市一般会計予算のうち教育に関する部分に係る意見について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第3条第1項の規定により臨時に代理し行ったので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年2月19日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

提案理由

令和8年度海老名市一般会計予算のうち教育に関する部分に係る意見の申出について、急施を要したことから臨時に代理し、行ったことを報告するため

令和 8 年度海老名市一般会計予算のうち教育に関する部分に係る意見の 申出について

1 概 要

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、海老名市長から意見を求められたため、異論なしとして申出を行った。

2 教育長の臨時代理

2月12日付けで市長から意見を求められたが、本件は令和8年第1回海老名市議会定例会に上程するものであり、その対応に急施を要したことから、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理し、申出をした。

3 意見を求められた議会の議決を経るべき案件

令和8年度海老名市一般会計予算のうち教育に関する部分

4 海老名市長からの文書

別添のとおり

5 教育委員会からの申出文書

別添のとおり

6 根拠法令（抜粋）

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

海文発第19号
令和8年2月12日



海老名市教育委員会 殿

海老名市長 内野 優



令和8年度海老名市一般会計予算に関し意見を求めることについて

このことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、令和8年度海老名市一般会計予算のうち教育に関する部分について、貴教育委員会の意見を求める。

事務担当 文書法制課 高橋 内線5262

海教総収第 629 号
令和 8 年 2 月 12 日

海老名市長 内 野 優 殿

海老名市教育委員会



令和 8 年度海老名市一般会計予算のうち教育に関する部分に係る意見
の申出について

令和 8 年 2 月 12 日付け海文発第 19 号にて意見照会があった件については、異論
ありません。

担当：教育総務課総務係
檀上（内線 84610）

議案第 4 号

令和8年度（令和7年度対象）教育委員会事務の点検・評価実施方針
及び評価対象について

令和8年度（令和7年度対象）教育委員会事務の点検・評価実施方針及び評価対
象について、議決を求める。

令和8年2月19日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

提案理由

令和8年度（令和7年度対象）教育委員会事務の点検・評価を実施するにあたり、実施方針及び評価対象を定めたいため

令和8年度（令和7年度対象）教育委員会事務の点検・評価実施方針 及び評価対象について

1 趣 旨

令和8年度（令和7年度対象）教育委員会事務の点検・評価を実施するにあたり、実施方針及び評価対象を決定したい。

2 実施方針案

別紙のとおり

3 評価対象事業

昨年度と同様、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定により策定した「海老名市教育大綱」に掲げられている、教育施策の5つの柱として位置付けた2.1事業を点検・評価対象としたい。

なお、点検・評価を行う事業の目的及び内容については、その進捗状況等に応じて適宜見直しを図ることとする。

海老名市教育大綱

海老名市の教育、学術及び文化芸術に関する総合的な施策の大綱

4 点検・評価の方法

評価対象となる取組を担当課が自己評価し、外部評価者による評価（知見の活用）を経て、教育委員会が総合的に点検・評価する。

5 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（大綱の策定等）

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第1項の規定は、地方公共団体の長に対し、第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

令和8年度（令和7年度対象）教育委員会事務の点検・評価実施方針

令和8年度（令和7年度対象）の点検・評価を行うにあたり、次のとおり実施するものとする。

1 目的

教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出し、公表することにより、効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たしていく。

2 評価対象とする施策・事業について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定により策定した「海老名市教育大綱」に掲げられている、教育施策の5つの柱として位置付けた21事業を点検・評価対象としたい。

なお、点検・評価を行う事業の目的及び内容については、その進捗状況等に応じて適宜見直しを図ることとする。

3 点検・評価方法について

P D C Aサイクルに則り、評価対象の事業についての目的・計画（= P L A N）に対する実績（= D O）を比較し、担当課評価を行う。

外部評価者から施策及び主な事業に対する意見を聴取し、これを取りまとめる。

教育委員会は、担当課評価と外部評価者の意見を踏まえ、総合的に点検・評価を行う。（= C H E C K）

教育委員会による総合的な評価を踏まえ、改善事項を記載し、次年度の取組に反映させる。（= A C T）。

各事業の評価について

各事業について、「A」「B」「C」の3段階での評価を行い、あわせて、課題や今後の方向性を踏まえた上で、コメントを記載します。

更に、進捗状況についても評価を行い、次年度への取組について拡大・継続・縮小等により方向性を示します。

また、それらを踏まえた上で、教育委員会としての総合的な評価を記載します。

なお、3段階の評価の目安は以下のとおりです。

- A . . . 目的・計画を上回る成果が表れている。
- B . . . 目的・計画どおりの成果が表れている。
- C . . . 目的・計画した成果が表れていない。

4 外部知見の活用

「えびなっ子しあわせ懇談会委員」に依頼する。

5 議会への提出及び市民への公表

第3回定例会（9月）への提出を予定。その後、市ホームページにて公表する。

6 スケジュール（予定）

2月19日	方針及び対象事業の決定（教育委員会定例会）
4月下旬	担当課評価の作成・取りまとめ
4月下旬～6月下旬	外部知見の活用（えびなっ子しあわせ懇談会）
7月中旬	教育委員会の評価
8月中旬	報告書の決定（教育委員会定例会）
9月7日	政策会議 報告
9月29日	最高経営会議 報告
9月30日	市議会本会議で報告（議場配布）

※参考

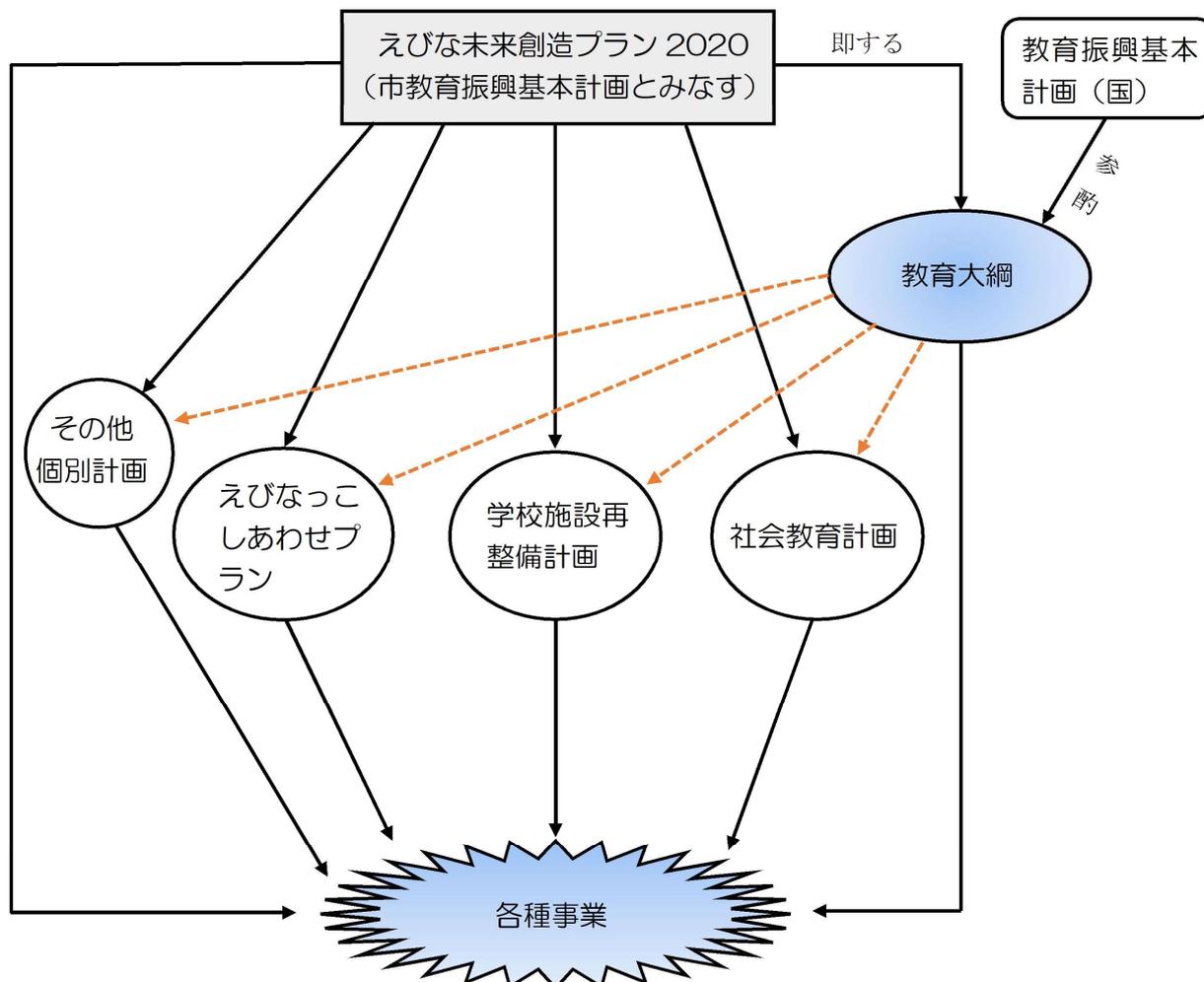
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

各種教育計画（イメージ図）



- えびな未来創造プラン2020・・・行政を運営するための最上位計画
- 海老名市教育大綱・・・・・・・・地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定により策定した、海老名市の教育、学術及び文化芸術に関する総合的な施策の大綱
- えびなっこしあわせプラン・・・家庭・学校・地域・行政が力を合わせて取り組む教育計画
- 学校施設再整備計画・・・・・・・・公共施設再編（適正化）計画の分野別計画
- 社会教育計画・・・・・・・・教育大綱に掲げる「子どもと大人がともに成長する社会」の構築を基本目標とする計画

海老名市教育大綱 5つの柱に掲げる21事業

教育施策の 5つの柱	事業名	事業概要	担当課	えびな未来創造プラン2020 での位置付け（めざす姿）
①新たな学校の枠組みづくりの推進				
	学校経営の在り方と主体的な予算編成の検討	学校教育目標を軸に、地域に根差した特色ある学校づくりを目指し、海老名のこどもの豊かな「学び」と「育ち」を保障するために、各校の校長の裁量権を拡大し、効果的な学校予算編成を行うとともに、持続可能な枠組みの在り方を研究します。	教育支援課	⑦ 「小学校・中学校のつながり」「地域・学校のつながり」が充実し、こどもの豊かな「学び」「育ち」が図られています。
	学校のDX化の促進	校務のIT化をさらに進めるとともに、こどもひとりひとりに合った教育や指導を行うために、学校教育活動のあらゆる場面で1人1台端末の活用を進めます。授業ではデジタル教材やMEXCBTを使い、個人に合わせた学習や協働的な学びに活用します。また、保護者へのメールサービス「SumaMachi」を活用し、学校の様々な連絡事項や不審者情報などを即時提供します。	就学支援課 教育支援課	⑦ 「小学校・中学校のつながり」「地域・学校のつながり」が充実し、こどもの豊かな「学び」「育ち」が図られています。
	「幼保小の架け橋プログラム」の実践	小学校、幼稚園、保育園等が連携し、架け橋期（5歳児から小学校1年生の2年間）のひとりひとりの多様性に配慮した上で全てのこどもに学びや生活の基盤を育むことを目指し、スタートカリキュラムを全小学校で研究・推進していきます。	教育支援課	⑦ 「小学校・中学校のつながり」「地域・学校のつながり」が充実し、こどもの豊かな「学び」「育ち」が図られています。
	新たな部活動の在り方への移行	持続可能な部活動のあり方と生徒の部活動の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、各団体・保護者・民間事業者等の協力のもと、学校と地域が協働・融合した形での地域における部活動環境整備を進めます。	教育支援課	⑦ 「小学校・中学校のつながり」「地域・学校のつながり」が充実し、こどもの豊かな「学び」「育ち」が図られています。
②包摂性の高い教育的・社会的支援の推進				
	フルインクルーシブ教育の推進	個別の教育支援計画の作成等を通じた教育的ニーズの適切な把握をもとに、すべてのこどもたちひとりひとりの多様性に対応した、学びやすい環境、わかりやすい授業、安全で安心できる居場所を目指します。	教育支援課	⑧ 支援を必要とする児童生徒が、安心して、充実した学校生活を送れるよう、支援体制の整備・充実が図られています。
	不登校支援体制の充実	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用推進や、校内別室支援体制の充実等による不登校の未然防止を図ります。また、不登校のこどもたちが安心して過ごすことができる多様な学びの場の拡充を官民協働で進めていきます。	教育支援課	⑧ 支援を必要とする児童生徒が、安心して、充実した学校生活を送れるよう、支援体制の整備・充実が図られています。
	スクールライフサポートの充実	経済的な理由で就学困難な家庭に対し、学用品費や給食費、校外活動費、修学旅行費など、学校生活に必要な費用の一部を援助し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。	就学支援課	⑧ 支援を必要とする児童生徒が、安心して、充実した学校生活を送れるよう、支援体制の整備・充実が図られています。
	ライフ・スタディサポートの推進	生活困窮世帯に属する中学生に対し、学習支援や生活支援、進学に関する支援を実施することで、こどもの高等学校等への進学や社会的自立を促し、貧困の連鎖を防止します。	学び支援課	2-3 地域福祉の充実 ⑤ 生活困窮者自立支援の取り組みにより、セーフティネットの充実が図られています。
③「えびなっこしあわせプラン」の推進				
	授業改善の実践	「主体的・対話的で深い学び」を追求するために、市内教員がその視点からの学習過程を見直し、小中接続の観点からも、ともに授業を工夫・改善していく取組を推進します。また、個別最適な学びと協働的な学びを実現するために、1人1台端末の各教科等の指導における効果的な活用方法等について研究します。	教育支援課	⑤ 教職員の主体的な研究活動を支援するとともに、教職員に対する効果的な研修を実施することにより、教育指導・支援の充実が図られています。
	教育支援体制の充実	すべてのこどもを対象とした教育支援体制の構築についての研究・協議を進めてまいります。また、個別の教育支援計画シートの有効活用、不登校のこどもたちへの多様な学習支援、いじめ問題への具体的な対応策の拡充等について研究してまいります。	教育支援課	⑧ 支援を必要とする児童生徒が、安心して、充実した学校生活を送れるよう、支援体制の整備・充実が図られています。
	みんなで取組む学校づくりの推進	「特色ある教育活動」実践に向けたカリキュラムマネジメントを展開できるようにするため、「教育課程編成」「地域との連携協働」等について研究し、具体的な取組につなげてまいります。	教育支援課	⑦ 「小学校・中学校のつながり」「地域・学校のつながり」が充実し、こどもの豊かな「学び」「育ち」が図られています。

教育施策の5つの柱	事業名	事業概要	担当課	えびな未来創造プラン2020での位置付け(めざす姿)
④こどもと大人がともに学ぶ機会の充実				
	こども・学校支援事業の実践	えびなっ子スクールやあそびっ子クラブ等の実施を通して、学校と地域の連携を図り、地域ぐるみでこどもたちのしあわせを育みます。また、学校応援団が地域の力を引き出すことで、こどもたちと地域が共に成長できる社会を目指します。	学び支援課	⑦ 「小学校・中学校のつながり」「地域・学校のつながり」が充実し、子どもの豊かな「学び」「育ち」が図られています。
	若者の活躍と市民活動への参加促進	次世代の担い手である中・高校生や大学生を中心に自分たちがやりたいこと、住みたいまちの実現に向けた探究活動の場の提供や、地域及び学校の事業に次世代のメンターとして関わりを持つことで、若者の活躍と市民活動への参加促進を目指します。	学び支援課	⑪ 子どもたちの社会教育活動の充実を図るため、補助支援を継続しつつ、自発的な活動を支援しています。
	社会教育計画の再構築	社会教育関係団体の連携や地域での社会教育活動の充実、学習機会の充実を図ることにより、地域の大人がこどもたちへの関わりを通してより強いつながりを持ち、こどもと大人がともに育つ社会の構築を目指します。	学び支援課	⑪ 子どもたちの社会教育活動の充実を図るため、補助支援を継続しつつ、自発的な活動を支援しています。
	特色ある図書館運営の推進	中央図書館は「新しい学びが見つかる空間」として、有馬図書館及び門沢橋コミュニティセンターは「学びとコミュニティの空間」として、それぞれの立地条件や地域の特性を生かした運営を行うことで、様々な人々が集う知の拠点を目指します。	学び支援課	⑩ 図書館は、子どもから大人まで、多くの市民が集う「学び」と「育ち」が図られています。
	文化財の保護と積極的な活用	市内に存する文化財のうち重要なものについて、市指定重要文化財や市登録文化財として保存を進め、次世代に引き継ぎます。また、国史跡相模国分寺跡・尼寺跡の公有地化を行い、保存活用を進めます。歴史資料等のデジタル化や「相模国分寺跡あそびのひろば」の開催など、積極的に文化財を活用し、市内外に海老名の歴史文化財を伝えます。	教育総務課	⑮ 温故館や相模国分寺跡などは、海老名駅北口などからのアクセス向上や、内容の充実により、海老名の歴史・文化財の情報発信拠点となっています。 ⑯ 誰もがいつでも必要な資料を閲覧できるように、歴史資料のデジタル化や積極的な公開を継続しています。
⑤新たな学校施設への取組と子育て環境の充実				
	積極的な学校再編計画の推進	「持続可能」でこどもたちにとって「夢」のある学校の実現に向けた施設整備を進めるため、児童生徒の人口推計を的確にとらえながら、新築、統合及び一貫校化を含めた積極的な学校再編の方向性を、海老名市学校施設再整備計画の見直しにあわせて、再整備計画に反映します。	教育総務課	① 学校施設の再整備などを通じ、子どもたちが安全で快適な学校で学習できるような教育環境の維持向上が図られています。
	健康・安全安心のための環境整備	老朽化した樹木の伐採及び剪定、校舎及び屋内運動場のLED化、庁内他課との連携による健康管理データの活用、青色パトロール車による巡回パトロール等を通して、こどもがいきいきと学べる学習環境・のびのびと生活できる生活環境を整備します。	教育総務課 就学支援課	① 学校施設の再整備などを通じ、子どもたちが安全で快適な学校で学習できるような教育環境の維持向上が図られています。 ⑧ 支援を必要とする児童生徒が、安心して、充実した学校生活を送れるよう、支援体制の整備・充実が図られています。
	魅力ある学校給食の実現	学校給食献立コンテストの優秀作品の献立化等、こどもたちが食べたいと思う、魅力的かつ安全安心な給食の提供に努め、海老名のこどもたちひとりひとりの「おいしい笑顔」の実現を目指します。	就学支援課	③ 地産地消で安全安心かつ、栄養バランスのとれた美味しい給食が提供されています。
	保護者負担経費軽減策の充実	使用頻度の低い彫刻刀や柔道着の購入費や小中学校全学年の教材費の公費負担、中学校ジャージのコンペティション等を行うなど、「海老名市保護者負担経費の在り方についての方針」に基づく、保護者負担経費の更なる適正化を図ります。	就学支援課 教育支援課	⑧ 支援を必要とする児童生徒が、安心して、充実した学校生活を送れるよう、支援体制の整備・充実が図られています。
	放課後児童クラブの充実	学童保育クラブの「質」及び「定員」の充実を図ることで、こどもたちに安全に放課後を過ごすことができる場を提供し、保護者が安心してこどもをあずけることができる環境を整備します。	学び支援課	⑬ 学童保育のニーズは、今後も増加が見込まれるため、受け入れ先の確保ができるよう支援を行っています。

議案第 5 号

海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正について

海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正について、議決を求める。

令和8年2月19日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

提案理由

小学校における入学式の決定方法及び夏季休業期間の変更等を行いたいため

海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正について

標記規則について、次のとおり所要の改正を行う。

1 改正内容

(1) 第 3 条第 1 項第 4 号

学年始休業については 4 月 1 日から 4 月 4 日までと定め、その翌日を入学式及び始業式としている。さらに海老名市立小学校の入学式は始業式の翌日に実施することを企図して現行のとおり定めているが、現在の規則では 4 月 4 日が金曜日の場合には入学式と始業式が同日となる場合がある。

これまでは必要に応じて附則を定めていたが、数年ごとに必ず発生するものであることから、本則で対応できるよう改正する。

(2) 第 3 条第 1 項第 5 号

小学校の夏季休業について、「教員の働き方改革の一層の推進」を図り、夏季休業期間中の業務負担を軽減するとともに、2 学期に向けた授業準備の時間を充実することで教育活動の質の向上を図るため改正する。

なお、中学校については「授業時数の確保」を図る観点から変更はありません。

(3) 第 14 条第 1 項

学校に置く総括教諭に主幹教諭を充てる旨記載しているが、主幹教諭についての定義が規則中に記載されていなかった。改めて「学校教育法」の引用により定義するために改正する。

2 新旧対照表及び改正文

別紙のとおり

3 施行日

令和 8 年 4 月 1 日

海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する
規則

海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和35年教委規則第1号）の一部を次のとおり改正する。

第3条第1項第4号中「4月6日が第2号に該当する場合は4月1日から4月7日」を「同日が第2号に掲げる日に当たる場合は、その直後の月曜日」に改め、同項第5号を次のように改める。

（5） 夏季休業

ア 小学校 7月21日から8月31日まで

イ 中学校 7月21日から8月26日まで

第14条第1項中「置き、」の次に「学校教育法（昭和22年法律第26号）第37条第2項（同法第49条において準用する場合を含む。）に規定する」を加える。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和35年教委規則第1号）

新	旧
<p>第1条～第2条 略 (休業日)</p> <p>第3条 学校の休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</p> <p>(2) 日曜日及び土曜日</p> <p>(3) 開校記念日</p> <p>(4) 学年始休業 4月1日から4月4日まで。ただし、小学校第1学年にあっては4月1日から4月5日まで 同日が第2号に掲げる日に当たるときは、その直後の月曜日まで)</p> <p>(5) 夏季休業 7月21日から8月31日まで</p> <p>ア 小学校 7月21日から8月31日まで</p> <p>イ 中学校 7月21日から8月26日まで</p> <p>(6) 冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで</p> <p>(7) 学年末休業 3月26日から3月31日まで</p> <p>(8) 前各号に定めるもののほか、海老名市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定した日又は校長が特に休業を必要と認め、あらかじめ教育委員会の承認を得た日</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、校長は、教育上必要があるときは、あらかじめ教育委員会に届け出て、同項に規定する休業日の期間の一部を授業日に変更することができる。</p> <p>3 第1項第8号の指定を行ったときは、告示する。</p> <p>第4条～第13条 略 (総括教諭)</p> <p>第14条 学校に総括教諭を置き、学校教育法（昭和22年法律第26号）第37条第2項（同法第49条において準用する場合を含む。）に規定する主幹教諭をもつて充てる。</p>	<p>第1条～第2条 略 (休業日)</p> <p>第3条 学校の休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</p> <p>(2) 日曜日及び土曜日</p> <p>(3) 開校記念日</p> <p>(4) 学年始休業 4月1日から4月4日まで。ただし、小学校第1学年にあっては4月1日から4月5日まで (4月6日が第2号に該当する場合は4月1日から4月7日まで)</p> <p>(5) 夏季休業 7月21日から8月26日まで</p> <p>(6) 冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで</p> <p>(7) 学年末休業 3月26日から3月31日まで</p> <p>(8) 前各号に定めるもののほか、海老名市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定した日又は校長が特に休業を必要と認め、あらかじめ教育委員会の承認を得た日</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、校長は、教育上必要があるときは、あらかじめ教育委員会に届け出て、同項に規定する休業日の期間の一部を授業日に変更することができる。</p> <p>3 第1項第8号の指定を行ったときは、告示する。</p> <p>第4条～第13条 略 (総括教諭)</p> <p>第14条 学校に総括教諭を置き、主幹教諭をもつて充てる。</p>

<p>2 総括教諭は、児童生徒の教育又は養護をつかさどり、校長の監督を受け、次に掲げる職務を行う。</p> <p>(1) 校長及び教頭の学校運営の補佐に関すること。</p> <p>(2) グループの統括に関すること。</p> <p>(3) 教諭等の職務遂行能力の向上に関すること。</p> <p>3 教育委員会は、前項各号に掲げるもののほか、総括教諭に特定の職務を行わせることができる。</p> <p>(栄養教諭)</p> <p>第14条の2～第33条 略</p>	<p>2 総括教諭は、児童生徒の教育又は養護をつかさどり、校長の監督を受け、次に掲げる職務を行う。</p> <p>(1) 校長及び教頭の学校運営の補佐に関すること。</p> <p>(2) グループの統括に関すること。</p> <p>(3) 教諭等の職務遂行能力の向上に関すること。</p> <p>3 教育委員会は、前項各号に掲げるもののほか、総括教諭に特定の職務を行わせることができる。</p> <p>(栄養教諭)</p> <p>第14条の2～第33条 略</p>
--	--

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 6 号

海老名市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画
の策定について

海老名市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定につ
いて、議決を求める。

令和8年2月19日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

提案理由

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正に伴
い、標記実施計画を策定したいため

議案第 7 号

海老名市学校給食費に関する条例施行規則の一部改正について

海老名市学校給食費に関する条例施行規則の一部改正について、議決を求める。

令和8年2月19日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

提案理由

海老名市学校給食費に関する条例施行規則の一部改正について、趣旨を決定したため

海老名市学校給食費に関する条例施行規則の一部改正について

国による学校給食費の抜本的な負担軽減の実施により、小学校給食費の保護者負担が年額2,480円に軽減され、現在の1期分の徴収額である4,950円を下回ることから、徴収事務の効率化を図るために規則を改正する。

1 改正内容

規則第7条（学校給食費の納期）に、保護者負担の年額が一定額*を下回った場合、第1期に一括して徴収できる規定を追加する。

※現在の1期分の徴収額である4,950円以下を想定

2 施行日

令和8年4月1日

3 その他

徴収方法の特例を定めるものであり、各納期の納期限及び徴収額を変更するものではありません。

4 今後の予定

令和8年3月5日 政策会議 審議

令和8年3月25日 最高経営会議 決定

議案第 8 号

第3期海老名市社会教育計画の策定について

第3期海老名市社会教育計画の策定について、議決を求める。

令和8年2月19日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

提案理由

現計画期間の満了に伴い、次期計画を策定したいため

第 3 期海老名市社会教育計画の策定について

1 趣 旨

現在、令和 2 年度に策定した海老名市社会教育計画に基づき、「ひびきあう教育」の理念のもと、社会教育関係団体の連携や地域での社会教育活動や学習機会の充実を図ることにより、本市の社会教育の目標である「こどもと大人が共に育つ社会の構築」を目指し、社会教育の推進に取り組んでいます。現計画の計画期間が令和 7 年度で終了することから、これまでの成果や社会情勢の変化を踏まえ、今年度の社会教育委員会議において第 3 期海老名市社会教育計画について検討を行い、第 3 期計画を立案しました。

2 計画の期間

令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間

3 計画の概要

基本目標は、前計画から引き続き、「こどもの活動支援をとおして、こどもとこども、こどもと大人、大人と大人が、人と人とのつながりを広め・深め、こどもと大人が共に育つ社会の構築」とします。

「目指すこどもの姿」を前計画から継続して掲げるのに加え、本計画では「目指す大人の姿」も具体的に設定しました。

4 パブリックコメントの実施結果

令和 7 年 11 月 19 日（水）から令和 7 年 12 月 19 日（金）まで、パブリックコメントを実施しました。別紙のとおり、1 名から 1 件の意見提出がありました。計画の内容に直接かかわるご意見ではなかったため、計画には反映しておりません。

5 計画（案）

別冊資料 3 のとおり

6 スケジュール

令和 8 年 2 月 6 日	社会教育委員会議	計画案決定
令和 8 年 2 月 19 日	定例教育委員会	決定
令和 8 年 3 月 5 日	政策会議	報告
令和 8 年 3 月 25 日	最高経営会議	報告

「海老名市社会教育計画（案）」のパブリックコメント実施結果

【結果概要】

意見募集期間 令和7年11月19日（水）～令和7年12月19日（金）

意見提出者数 1名 1件

No.	提出された意見	意見に対する考え方
1	<p>9 ページに記載のある、市立図書館における指定管理制度の在り方について異を唱えます。現状、「民間のノウハウを活用しながら地域特性を活かした運営を目指」という施策方向からは、非常に離れた運営が行われていると感じています。たしかに、14 ページに記載の通り、市内図書館主催の講座自体は開催されています。</p> <p>一方で、現状の市立図書館の運営において、問題点が3つあります。まず、現状、海老名市の地理や歴史に関する所蔵が大変少ないです。もし、たとえ蔵書があったとしても、書庫に置かれていては意味がありません。社会教育の観点において、地域学習やそもそも幅広い学習の機会が損なわれていることは、市民にとって大きな損失です。</p> <p>次に、市内に無い書籍は近隣図書館と連携の上で貸出が可能とありますが、対応が大変時間がかかります。もちろん書籍により、1ヶ月以上手配に時間がかかるとは、果たして連携が取れているのか疑問です。社会教育だけでなく、教育全般において、学習者の学べる時間が奪われていることは、学習機会が損なわれていることと同義です。</p> <p>最後に、併設されている TSUTAYA 書店で販売されている書籍が、図書館の蔵書にはないことが多いとあります。これは、そういった書籍を市民が購入しなれば書籍を読む機会が与えられず、これでは公共図書館としての運営が行われているとは言えないです。</p> <p>以上にある問題点は、全て、市内図書館の蔵書数が少ないという点に集約されます。近隣の市と比較しても、人口比で考えれば、海老名市立図書館が保有する蔵数が少ないことはご存知のことかと思えます。蔵書数を増やすだけでは、単なる数の蔵書数だけでなく、ぜひ市には選書の質を把握していただきたくないです。</p> <p>指定管理者制度を使うのであれば、公共図書館としての質が損なわれないように、また、市民の学習機会が損なわれないように、定期的に確認する手段を持つべきです。それができないうちに、定期的な確認ができれば、指定管理者制度の継続には反対です。</p>	<p>ご意見頂戴し、ありがとうございます。</p> <p>本市では、平成26年度から指定管理者制度を導入した図書館運営を行っています。</p> <p>図書館運営については、利用者アンケートのほか、定期的にモニタリング会議を実施し、確認する機会を設けております。</p> <p>いただいたご意見も参考に、今後も市民の学びの拠点となるよう努めてまいります。</p>

議案第 9 号

市費非常勤講師の配置について

市費非常勤講師の配置について、議決を求める。

令和8年2月19日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

提案理由

令和8年度における市費負担加配教員の配置校を決定したいため